

【令和６年度 政策・調整会議】

件 名：扇島地区先導エリアの整備推進に関する協定の締結について

日 時：令和６年５月２２日（水）１０：４５～１０：５０

場 所：本庁舎７階特別会議室

●付議理由

令和５年８月に策定した土地利用方針に基づき進めている扇島地区先導エリアの令和１０年度からの一部土地利用開始に向けた取組状況と、今後の事業推進に必要な本市とＪＦＥとの間の協力事項や役割分担などを定めた協定の締結について報告する。

●付議概要

１ 扇島地区先導エリアの一部土地利用開始に向けた取組状況

- ・令和１０年度の水素供給拠点の商用化実証事業開始にあわせた先導エリア一部土地利用開始に向けて、国や関係事業者等と調整などを実施
- ・我が国及び地域の物流課題の解決に資する高度物流拠点の令和７年度内の事業者決定に向けて、国や事業者、ＪＦＥと取組の方向性を整理
- ・川崎港の他の物流課題の解決に資するなど、バースの効果的な活用形態について港湾計画改訂を含めて国やＪＦＥ等との検討・調整を実施
- ・高速道路アクセスについて、４ランプ（東京・横浜両方面）整備に向けて都市計画変更を完了（４月２６日告示）
- ・一般道路アクセスについて、国道３５７号の整備に向けて国と調整を実施。東扇島と扇島間のアクセスについては、ＪＦＥスチール㈱の構内道路の暫定的な活用に向けて、ＪＦＥと検討・調整を実施

２ 協定締結の目的

上記の取組状況を踏まえ、先導エリアの整備推進に関して、ＪＦＥと土地利用や基盤整備などに関する協力事項や、土地利用転換に向けて必要となる公共施設用地等の取扱いなどの整備における役割分担の基本的な事項を定める。

３ 今後の取組

- ・協定を基に関係者と協議・調整を進め、令和１０年度の水素等供給拠点の実証事業開始や高度物流拠点の一部供用開始、令和１１年度の港湾物流施設の一部供用開始を目指して、高速道路・一般道路アクセス等の整備を推進
- ・地区全体の整備に係る基本的な条件を整理したうえで、先導エリア内の整備内容を具体化した整備基本計画を令和７年度に策定予定

●結論

報告内容について確認